

## 新型コロナウイルスに関する労働相談Q & A (2020年3月11日現在)

連合は、新型コロナウイルスに関わる緊急集中労働相談を実施し、電話では191件(3月4~5日)、無料通信アプリLINEでは42件(3月6日※新型コロナウイルス以外の相談含む)の相談を受け付けました。相談対応を通じて、賃金や雇用、健康・安全にかかわる深刻な職場等の実態が改めて明らかになりました。

このQ & Aは寄せられた相談から「休業補償」「安全衛生」「公務職場」「使用者・個人事業主(フリーランス)」に関係する相談についての回答を掲載いたしました。

職場に労働組合がある場合は労働組合へ相談、ない場合は、職場の同じ働く仲間とともに会社と交渉してみてください。さらに困ったことがあれば、連合へご相談ください(連合労働相談ホットライン：<https://www.jtuc-rengo.or.jp/soudan/>)。

なお、掲載している回答については、現段階での情報をもとに作成した内容となっていますので、あらかじめご承知置きの上、ご活用ください(※厚生労働省・経済産業省・総務省・文部科学省など行政のホームページに掲載された情報をもとに作成)。

連合は、働く者の立場から、使用者側への要請も含めて政府に要請しています(詳細は連合ホームページ参照)。いただいたご意見や不安と感じていることについては、時期をみて連合として政府に要請させていただきます。

ともにがんばりましょう！

### ◆休業補償関係◆

Q 1. 新型コロナウイルスの感染防止のため、仕事を休むことにした場合の賃金は？

A 1. 労働者自らの申し出により休暇を取得する場合は、年次有給休暇や就業規則などの規定に特別休暇などがあれば取得して賃金が支給される休暇制度の活用を。

### 回答のポイント

労働者自らの申し出により休暇を取得する場合は年次有給休暇や就業規則などの規定に特別休暇などがあれば取得し、会社との話し合いを通じて賃金が確保できるよう対応を求めましょう。各種制度の取得が難しい場合、無給や欠勤での対応となりますが、そのことを理由に労働者が不利益な取り扱いを受けることがあってはなりません。

なお、会社の判断により出勤停止などが指示された場合は、使用者の都合による休業にあたり、使用者は休業手当の支払いが必要となります。(Q 2 参照)

#### <寄せられた相談事例>

○軽い風邪を引いていて新型コロナウイルス感染の不安もある。年次有給休暇はすでに全部取得済。会社に休みを取りたいといっても良いか。(パートタイマー・女性・製造業/京都)

## Q 2. 新型コロナウイルスの影響で、会社が休業や勤務時間短縮の場合の賃金は？

A 2. 使用者の都合による場合は、使用者は休業手当の支払いが必要。

### 回答のポイント

使用者の都合による休業の指示や契約期間が短縮された場合、一般的には労働基準法第 26 条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」にあてはまり、休業手当（平均賃金の 100 分の 60 以上）の支払いが必要です。民法 536 条第 2 項では「使用者の責めに帰すべき事由」がある場合に、労働者は休業中の全額を請求できるとされています。

「使用者の責めに帰すべき事由」についての判断は難しいところですが、天災事変などの不可抗力に該当しない限りはこれに含まれるとされています。休業や勤務時間短縮の回避の努力がされたのかなど、総合的に勘案し判断されます。このことは、正社員だけでなく、パートタイマーやアルバイト、契約社員、派遣社員など労働基準法上の労働者であれば対象となります。

会社にテレワーク（在宅勤務）の制度がある場合には、内容を確認し利用することも方法です。

#### <寄せられた相談事例>

- 学校給食の仕事をしている。市町村が業務委託を行っていて勤め先は民間の中小企業。休校の関係で来週以降の仕事がないが、業績が厳しいので、年次有給休暇などはとらずに欠勤してくれと言われた。（パートタイマー・女性・サービス業・40代／大阪）
- 市町村からの委託でスクールバスを請け負う会社の臨時職員として3月末までの契約で勤務。今般の新型コロナウイルスの関連で2/27に勤務は3/2の終了を通告された。3/末までは10日間の年次有給休暇をあてる予定だが、残りの期間の賃金保障はどうなるのか。（臨時非常勤職員・男性・50代・運輸業／新潟）
- 中小企業でアルバイトとして勤務。アルバイトは自分一人であとは正社員。新型コロナウイルスの関係で、時差出勤が促進され、時間を短縮しての就業となった。契約時間は8時間だったが5時間となり、3時間分は就業できない。賃金の減収は大変。どうにかならないか。（アルバイト・女性・20代／東京）
- 母子家庭で正社員として働いている。小学生の子どもが一人いるが、学童保育の教室は子どもでいっぱい感染の不安もあり通わせることができない。一人で留守番させることにも不安があり、休めるなら休みたいが言い出すことができない。このことが原因で解雇されるかもしれない不安もある。（パートタイマー・女性・製造業／東京）

**Q 3. 新型コロナウイルスの影響で、小学校などが臨時休業になったことに伴い、仕事を休まざるを得なくなった場合の賃金は？**

**A 3. 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の活用により、賃金の補償を。**

#### **回答のポイント**

新型コロナウイルスへの対応として臨時休業等した小学校や特別支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園等（以下「小学校等」）に通う子どもや、新型コロナウイルスに感染または風症状など新型コロナウイルスに感染したおそれによる小学校等に通う子どもの世話をするために、労働者（正規・非正規を問わず）に有給（賃金全額支給）の休暇（法定の年次有給休暇を除く）を取得させた会社に対し、休暇中に支払った賃金全額（1日8,330円が上限）の助成金制度があります。企業（会社）に対して制度の活用も提示しながら安心してお休みを取得できるよう話し合いをしてください。

医療職などの社会的要請が強い職業等に就かれている方で、お子さんの保育の提供が必要な場合については、訪問による保育の活用等の可能性について市区町村に相談してください。また、内閣府が企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業の3月の利用枠の引き上げを行っています。該当する場合は、企業（会社）に対して制度の活用も提示し安心して働ける環境を求めてください。

#### <寄せられた相談事例>

○子ども園（保育園）でパートとして勤務しているが、小学校の子どもを2人抱えているため仕事を休んでいる。年次有給休暇を8日間取得するが、あとは無給で休むしかないのか。  
（パートタイマー・女性・40代・医療福祉／福井）

### **◆安全衛生関係◆**

**Q 4. 職場でマスクをつけさせてもらえない。接客業だからやむを得ないのか？**

**A 4. 使用者には労働者に対する安全配慮義務がある。**

#### **回答のポイント**

使用者は、労働者が生命、身体などの安全を確保しつつ労働ができるよう配慮義務（安全配慮義務）があります（労働契約法第5条）。これを怠った場合には使用者は損害賠償責任が問われるケースもありえますので、会社にマスクの着用や室内換気など衛生管理体制の強化などの対策について労働組合または会社と話し合いをしてください。

### <寄せられた相談事例>

- スーパーの接客業でマスクも着用しているが、会社の衛生に対する意識が希薄。新型コロナウイルスに感染しないか心配。再三店長にアルコールの手配、店入り口付近の手洗い所（お客用）の整理をお願いしても、アルコールについては全く入れてもらえず、手洗い所も荷積みなどで使えるような状況ではなく、改善もしてくれない。うちのお店は大丈夫なのか。（パートタイマー・女性・60代・卸売小売業／東京）
- 学習塾の講師として高校生を担当している。1教室30～40人で開講を継続している。教室のドアは開けるように指示されているが、窓は開かず換気はできていない。会社から「講師はマスクをしてはいけない」と指示されている。声がこもって教室の方に聞こえないことが理由。密集した環境で感染が心配。（女性・教育学習支援業／神奈川県）
- ホテルの支配人。新型コロナウイルスの感染予防から従業員にマスク着用指示をしたところ、総支配人から「客商売であり、市内からは感染者はでていないのでマスク着用は不可」と言われた。労働安全衛生の点からどうなのか。（女性・飲食店宿泊業／北海道）
- 病院で勤務。病院のマスクのストックが少なくなったので受付以外はマスク着用指示から外れた。感染が心配。（正社員・女性・医療福祉）

### ◆公務職場関係◆

**Q 5. 学校現場で任用されている非常勤講師として働いている。今回の臨時休業に伴い報酬は支払われないのか？**

**Q 5. 総務省の通知をうけ文部科学省より各都道府県教育委員会に適切な対応を求めることの通知が出されている。これにもとづいた対応を求めていく。**

### 回答のポイント

通知において示された「学校現場で任用されている非常勤講師、学校用務員、給食調理員や補助金事業により配置される職員等についても休業期間中もなんらかの業務に携わることが可能であると想定されているところ。このため、各教育委員会及び各設置者において、当該非常勤講師等の任用形態や学校の運営状況等、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら適切な対応を」にもとづき報酬が確保できるよう話し合いをしてください。

### <寄せられた相談事例>

- 公立中学校で非常勤嘱託職員として働いている。休校の関係で欠勤するように言われた。年次有給休暇もないので今後の生活に不安。（臨時非常勤職員・女性・公務／東京）
- 中学校で、長期休暇期間中を除く1年契約の特別支援教員として働いている。市教育委員会と契約。学校の臨時休業に伴い、明日から来なくていい、手当もないと言われた。いき

なり収入がなくなり困っている。(臨時非常勤職員・女性・公務)

- 新型コロナウイルス対策で、学校が急に臨時休校となった。児童が来なくなり私の仕事が無くなってしまった。他の人は生活に困らないため休んでいる。夏休みなどはほかの所でアルバイトをしていたが、今回は急な事なので対応できておらず仕事がないまま学校に待機している。このままでよいのか。(パートタイマー・女性・教育学習支援業／中国)

## ◆使用者・個人事業主(フリーランス)◆

**Q 6. 新型コロナウイルスの感染拡大で収入が激減となる個人事業主に対する政府からの支援策はないか？**

**Q 6. 各種支援策があるので、内容を確認のうえ活用の検討を。**

### 回答のポイント

経済産業省のホームページに各種支援策の案内が掲載されている(例:パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」)ので、内容を確認のうえ活用し、事業継続や雇用確保に向けた対策をしてください。

現在、政府は個人事業主に対し政府系金融機関からお金を貸し付ける方針や企業に常駐社員同様の仕事をする個人事業主(フリーランス)が小学校などの休校に伴い子どもの世話で会社を休んだ場合は日額4,100円程度を補償する方向にあるので、今後も情報に注視してください。

### <寄せられた相談事例>

- 市から委託を請けイベントを手掛ける零細企業を営んでいる。3月上旬から1カ月間開催するイベントを請け負っている。今のところ、イベント中止とはなっていないが、万が一中止となった場合、なんかしらの金銭的な補償は国からでるのか。(経営者・女性／東京)
- 業務請負の会社を運営している。契約先から、委託する業務がなくなったと連絡があった。従業員には休業手当を支払おうと思っているが、会社としてなにか使える制度はないか。(経営者・男性)
- ヨガのインストラクターとして働いていたが、ヨガの受け持ちクラスが全部なくなったため何の保障もなく収入が途絶えた。救いはないか。(フリーランス・女性／東京)

以 上